



第4期
恵庭市総合計画
参考資料

市民まちづくりワークショップの様子

C O N T E N T S

● 諮問書及び答申書	172
● 策定体制	173
● 策定経過	174
● 恵庭市総合計画審議会委員名簿	175
● 市民まちづくりトークの開催経過	175
● 市民まちづくりワークショップの開催状況	176
● 恵庭市総合計画審議会条例	177

■ 諮問書及び答申書

■諮問書

恵企企 第 2 号
平成17年 1 月 24 日

恵庭市総合計画審議会
会長 村 本 隆 二 様

恵庭市長 黒 氏 博 実

第4期恵庭市総合計画について（諮問）

恵庭市総合計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき
「第4期恵庭市総合計画」の策定について諮問いたします。

■答申書

平成17年 9 月 2 日

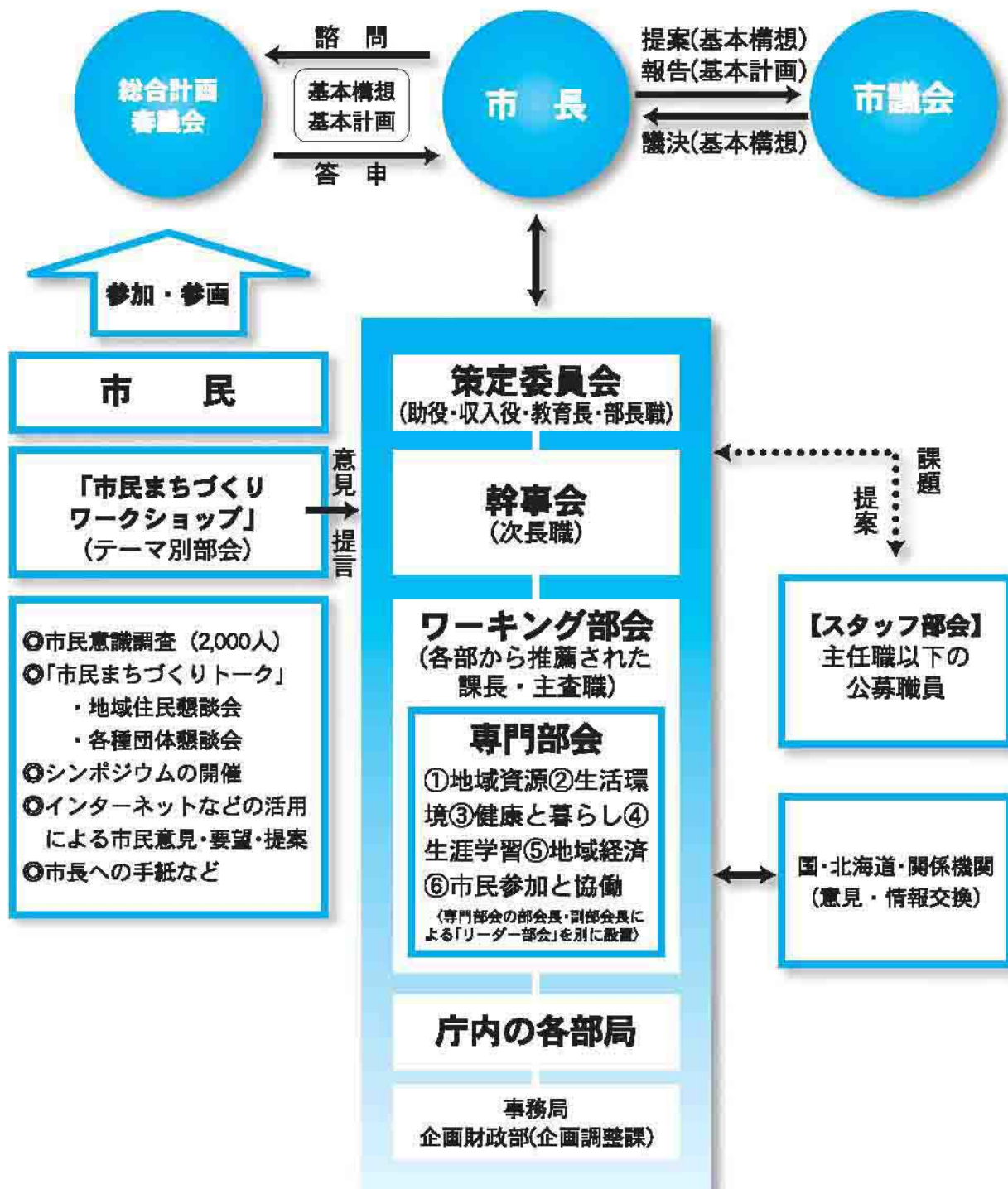
恵庭市長 黒 氏 博 実 様

恵庭市総合計画審議会
会長 村 本 隆 二

第4期恵庭市総合計画について（答申）

平成17年1月24日に諮問のありました「第4期恵庭市総合計画」
について、当審議会では慎重に審議を行い、基本構想及び基本計画
として別添のとおり答申いたします。

■ 策定体制



■参考資料

■ 策定の経過

- 平成16年4月26日 ■総合計画策定作業の開始(※助役を委員長とする策定委員会、並びに及び幹事会を庁内に設置)
- 5月17日～6月8日 ■市民意識調査の実施「※アンケート調査対象：16歳以上の市民2,000人(回収率47.1%)」
- 5月19日 ■インターネットによる市民意見の募集開始
- 6月1日～ ■基本構想策定に向けた分野別基礎調査の実施
- 6月10日 ■公募による市民参加の検討組織「市民まちづくりワークショップ」の開催
- 6月29日 ■庁内公募職員による検討会「スタッフ部会」の設置
- 7月15日～23日 ■市内を5地域に分けて「市民まちづくりトーク」を開催
- 8月23日 ■庁内策定委員会に「ワーキング部会」を設置し、基本構想素案(原案)の調査研究を開始、以後、7専門部会により審議を開始
- 8月24日～9月2日 ■市内の各種団体を対象に分野別の「市民まちづくりトーク」を開催
- 9月17日 ■「市民まちづくりワークショップ」から提言書を受ける
- 12月14日 ■恵庭市総合計画審議会委員に委嘱状を交付(21名)
- 平成17年1月6日～ ■基本計画の策定に向けて事業調査を開始
- 1月24日 ■「第4期恵庭市総合計画」策定について「総合計画審議会」に諮問
- 2月21日～8月26日 ■総合計画審議会(「都市環境」「地域振興」「教育福祉」「総合調整」)の各専門部会による審議を開始。以後、都市環境部会5回、教育福祉部会5回、地域振興部会6回、総合調整部会2回が開催された。
- 3月15日 ■市議会「総合計画特別委員会」での審議を開始
- 4月16日 ■総合計画「シンポジウム」の開催(※市立図書館との連携で実施した小中学校生徒による“まちの魅力再発見壁新聞コンクール”参加作品を展示)
- 4月19日 ■総合計画審議会で審議(第3回)
- 5月11日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第2回)
- 6月20日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第3回)
- 7月7日 ■総合計画審議会で審議(第4回)
- 7月20日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第4回)
- 7月21日 ■総合計画審議会で審議(第5回)
- 8月1日～8月22日 ■基本構想検討案・基本計画検討案に対するパブリックコメントを実施
- 8月26日 ■総合計画審議会で審議(第6回)
- 9月2日 ■総合計画審議会より基本構想・基本計画の答申を受ける
- 9月15日 ■第3回定例市議会に「基本構想」を上程(委員会付託)※前期基本計画を審議資料として提出
- 10月6日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第5回)
- 12月27日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第6回)
- 平成18年2月17日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第7回)
- 3月17日 ■市議会「総合計画特別委員会」で審議(第8回)
- 3月24日 ■第1回定例市議会において基本構想案議決(第4期恵庭市総合計画策定)

■ 恵庭市総合計画審議会委員名簿

氏名	現職	所属専門部会
会長 村本 隆二	恵庭商工会議所会頭	地域振興・総合調整
副会長 富永 哲夫	恵庭市社会福祉協議会会長	都市環境・総合調整
委員 鏡 貢	恵庭市町内会連合会会長	教育福祉
〃 神田 美佐子	恵庭市地域女性連絡会会長	都市環境・総合調整
〃 佐々木 明美	北海道ハイテクノロジー専門学校専任教員	教育福祉
〃 只野 覚	恵庭市文化協会会長	教育福祉
〃 玉川 裕一	恵庭青年会議所理事長	都市環境・総合調整
〃 丹伊田 哲也	恵庭市体育協会常任理事	教育福祉
〃 橋本 清司	恵庭市校長会	教育福祉・総合調整
〃 長谷川 隆博	恵庭市老人クラブ連合会会長	都市環境
〃 原田 恵	恵庭商工会議所女性会	地域振興
〃 松尾 道義	道央農業協同組合副組合長	地域振興・総合調整
〃 吉岡 宏高	札幌国際大学観光学部講師	地域振興
〃 ※ 浅野 憲	一般公募	都市環境
〃 ※ 池永 允子	一般公募	都市環境
〃 ※ 井関 好雄	恵庭市異業種交流会	地域振興・総合調整
〃 ※ 岡田 昌彦	一般公募	地域振興
〃 ※ 島田 道朗	市民まちづくりワークショップ座長	教育福祉・総合調整
〃 ※ 高 昂 徹	恵庭居宅介護支援専門員連絡会	教育福祉
〃 ※ 中村 和子	一般公募	教育福祉
〃 ※ 吉田 愛子	恵庭まちづくり市民の会	都市環境

注1) 現職は委員在任中のもの

注2) ※は、恵庭市審議会条例第4条に基づき委嘱された臨時委員

■ 市民まちづくりトークの開催経過

◎地区（町内会）トーク

- 平成17年7月15日 ■東恵庭・島松農村地区
 7月16日 ■和光・恵庭地区
 7月20日 ■柏・若草地区
 7月21日 ■恵み野地区
 7月23日 ■島松地区

◎分野別（団体）トーク

- 平成17年8月24日 ■文化・スポーツ関係
 8月26日 ■商・工業関係
 8月27日 ■農業関係
 8月30日 ■生活・環境関係
 9月1日 ■保健・福祉関係
 9月2日 ■生涯学習・学校教育関係



■ 市民まちづくりワークショップの開催状況

「市民まちづくりワークショップ」は、新たな総合計画を策定するにあたり、幅広く市民の意見を反映させるための場として設置され、公募により集まった31名が、ボランティアによる自主運営を活動の基本として、三つの専門部会に分かれて意見の交換を行いました。

◎ 座長 島田 道朗 ◎ 副座長 吉田 愛子

○部会「暮らしと健康」

部会長 島田 道朗
副部会長 佐山 美恵子
委員 小原 琢磨
 神田 美佐子
 下原 千城
 庄田 洋
 瀬川 真弓
 中澤 弘一
 山口 龍二

○部会「まちの活力」

部会長 矢野 浩章
副部会長 吉田 愛子
委員 大谷 裕
 小川 世晃
 小川 裕一
 寺下 裕己
 母坪 研己
 松尾 重喜
 村本 隆雄
 横式 寿幸

○部会「文化と交流」

部会長 中村 政勝
副部会長 坂田 真利子
委員 天野 友子
 伊藤 裕
 小川 晃平
 工藤 徳博
 高橋 桂奈子
 武村 幸立
 平井 昭生
 三浦 奈恵美
 吉田 聖人

- 第1回 平成16年6月10日 ■テーマ「恵庭のまちってどんなところ？」
第2回 7月1日 ■テーマ「恵庭のまちをこうしてみたい？」
第3回 7月22日 ■テーマ「私の公約（重点施策と役割分担）！」
第4回 8月30日 ■テーマ「みんなの意見を提言書に！」
◎平成16年9月17日 市長に提言書を提出



■ 恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年 6月14日

(条例第11号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—(省略)—

附 則 (平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。